

公立大学法人島根県立大学マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人島根県立大学マスコットキャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すことにより、公立大学法人島根県立大学及び公立大学法人島根県立大学マスコットキャラクターを広くPRするため、着ぐるみの貸し出しに関して必要な事項を定めるものとする。

(貸出申込書の提出)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター着ぐるみ借用申請書（様式第1号）を理事長に提出し、その承諾を得なければならない。

(貸出対象)

第3条 理事長は、業務に支障のない範囲で貸し出すものとし、貸し出し対象者は以下のとおりとする。

- (1) 島根県内に在住、在勤、在学の活動グループ、団体及び企業
- (2) その他理事長が適当と認めるもの

(使用の承諾)

第4条 理事長は、前条の規定による申し込みがあったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き使用を承諾するものとし、マスコットキャラクター着ぐるみ貸出許可証（様式第2号）を当該申請者に交付する。

- (1) 公立大学法人島根県立大学の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しない恐れがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が着ぐるみ使用について不適当と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、着ぐるみの使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。

- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、理事長は、使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合において、使用者に損害が生じたときは、理事長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、原状に復さなければならぬ。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、理事長は一切その責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月17日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

公立大学法人島根県立大学 理事長様

住 所
申請者 団体名（代表者名）
電 話

マスコットキャラクター着ぐるみ借用申請書

公立大学法人島根県立大学マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱に基づき、着ぐるみの借用について下記のとおり申請します。

記

- 借用希望期間 自 平成 年 月 日（ ）
至 平成 年 月 日（ ）
- 使用日時 平成 年 月 日（ ） 時 ～ 時
- 使用目的
- 使用場所
- 返却予定日 平成 年 月 日（ ）
- 連絡責任者
(フリガナ)
氏 名
TEL
FAX
E-mail

様式第2号（第4条関係）

公 法 島 第 号
平成 年 月 日

様

公立大学法人島根県立大学
理事長

印

マスコットキャラクター着ぐるみ貸出許可証

平成 年 月 日付で、申請のありました公立大学法人島根県立大学マスコットキャラクター着ぐるみの使用については、下記のとおり貸し出します。

記

- 貸出期間 自 平成 年 月 日（ ）
至 平成 年 月 日（ ）
- 使用日時 平成 年 月 日（ ） 時 ～ 時
- 使用目的
- 使用場所
- 返却予定日 平成 年 月 日（ ）

注：使用に際しては、公立大学法人島根県立大学マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱の規定を遵守してください。